

【令和8年度】大和市放課後児童クラブ入会案内 おおきくなあれ

この入会案内には、大和市放課後児童クラブ(以下、「児童クラブ」といいます。)の入会及び利用に関する重要な事項が記載されています。入会申し込みにあたっては本冊子の内容を確認していただき、入会後も大切に保管してください。

☆ 重 要 (必ずお読みください!!) ☆

- 児童の健康状況や生活の様子をお尋ねしますので、代理の方や郵送での申請はできません。
- 書類が完全に揃ってから受け付けとなります。書類に不備があった場合は、一度すべての書類をお返し、再提出をお願いすることになります。
- 申請時点で過去の育成料に未納がある場合は、納付確認後に審査を行います。
- 申請書には、入会希望日時点の内容を記入してください(記入日時点ではありません)。
- 記入は黒いボールペンを使用してください(消せるボールペンや鉛筆で記入された書類は受け付けできません。訂正する場合は二重線で訂正してください(修正テープ・修正液は使用不可))。
- 窓口等で申請書を受理した後であっても、こども青少年みらい課から保護者の方や就労先へ、申請の内容について、連絡する場合があります。
- 児童クラブの状況等によっては、入会をお待ちいただく場合があります。

4月から入会(新規・継続)を希望する方(集中募集期間)

募集期間 令和7年11月25日(火)～12月14日(日)

入会審査結果

令和8年2月中旬までに通知します。

※入会審査による承認は、先着順ではありません。入会の優先順位が高い児童(低学年)から順次承認します。

	受付場所	受付時間
新規入会	こども青少年みらい課 (大和市市民活動拠点バテルギウス内)	午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日も受け付けします。
継続入会 (注)	入会中の児童クラブ	児童クラブ開所時間内(午後1時30分～午後6時) ※日曜、祝日閉所(そのほか、出席児童がいない日は閉所する場合があります。)

(注)児童クラブへ入会していない兄弟姉妹が入会を希望する場合は、入会中の児童クラブではなく、こども青少年みらい課に兄弟姉妹全員分を提出してください。

夏休み期間のみ入会を希望する方

集中募集期間 令和8年5月7日(木)～5月31日(日)

※休館日(第3月曜日)の5月18日(月)を除く。

入会審査結果

令和8年7月上旬までに通知します。

○入会希望の方は5月中に必ず申請してください。

○受付場所は、こども青少年みらい課です(児童クラブでは受け付けできません)。

令和8年度の途中から入会を希望する方

受付期間 入会希望日の1か月前から

※年末年始(12月29日～1月3日)及び休館日(毎月第3月曜日)を除く。

入会審査結果

申請日から2週間程度で通知します。

○入会日は、申請があった日から原則2週間後以降となります。

○受付場所は、こども青少年みらい課です(児童クラブでは受け付けできません)。

児童クラブの状況等によっては、入会できない場合があります。

※年末年始(12月29日～1月3日)及び休館日(毎月第3月曜日)は受け付けできません。

1 児童クラブの概要について

大和市では、就労や疾病等により、昼間保護者が家庭にいない児童を預かり、適切な遊び及び生活の場を提供してその健全な育成を図ることを目的に、児童クラブを開設しています。

児童クラブは、集団生活を通じた日常生活習慣の指導や、遊び等を通じた自主性、社会性、創造性等の育成支援を行う場であるため、個別に児童の保育をすることはできません。

(1) 開所日、開所時間など

児童クラブの開所期間、開所日、開所時間は、次のとおりです。

開所期間	開所日	開所時間
令和8年4月1日 ～令和9年3月31日まで	月曜日～金曜日	放課後 ～午後7時まで
	土曜日及び学校休業日(夏休みなど)	午前8時～午後7時まで

※日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び市長が認めた日(災害等による学校の臨時休業日、学校の工事等により児童の安全の確保が難しい場合等)は閉所です。

(2) 指導内容

資格を持った支援員等が、家庭や地域の方々などの理解や協力を得ながら、みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣の指導、自由時間(遊びなど)の安全指導等にあたります。

異学年の集団の中での生活や遊びなど、多様な体験や活動を通じて、児童の健全育成を図ります。なお、学校や塾とは異なり、学習指導等は行っておりません。

2 入会の要件について

(1) 入会対象児童の要件

次の要件をいずれも満たす児童が、入会の対象者となります。

- 大和市に住所を有し、小学校に就学している児童(大和市へ転入予定の児童も申請可能)
- 保護者の就労や疾病等により、放課後等に健全な育成を受けられない児童
- 児童クラブでの集団生活ができる児童※

※お預かりについて、特段の配慮が必要である場合は、こども青少年みらい課にご相談ください。また、入会后、児童クラブでの生活の様子により、今後の児童クラブの利用の仕方などについて、ご相談させていただく場合があります。

(2) 保護者の就労等の要件

①就労(内定を含む)による児童クラブの利用の要件

保護者及び同居している65歳未満の親族等の全員が、次の要件を満たす必要があります。

通年入会(4月から入会、又は、年度途中入会)

児童クラブ開所時間内に
勤務時間4時間以上(休憩等を含む)かつ
勤務終了時間が原則午後3時以降である
勤務日が、**日曜日を除き週3日以上**あること
(土曜日は、児童クラブ開所時間内に勤務時間が4時間以上あれば、勤務終了時間は不問)

夏休み期間のみ入会

児童クラブ開所時間内に
勤務時間が4時間以上である勤務日が、**日曜日を除き週3日以上**あること

また、保護者が次の状況にある場合は、申請できませんので、ご注意ください。

- 勤務が夜間のみで放課後の時間に在宅の場合
 - 求職中の場合
 - 育児休業中であり復職予定日が未定の場合
 - 産休中の場合※
- ※申請・在籍は可能ですが、保護者が在宅の時は利用(登所)ができません。

②就労以外の理由による児童クラブの利用の要件

保護者が就労しておらず、次のいずれかの状況に該当し、日常の保育が困難であると認められる場合は、入会申請が可能です(p5「4-(2)-②就労以外の必要書類について」を参照してください)。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ○疾病、負傷、障がい | ○親族の常時介護(看護) |
| ○就業を目的とし、学校又は職業訓練校等に修学 | ○障がい児者の通学通院等の付き添い |

※上記の理由以外で、特別な事情がある場合は、こども青少年みらい課へご相談ください。

3 利用にかかる費用について

(1) 利用にかかる費用

種類	金額(月額)	備考
育成料(保護者負担金)	8,300円 8月のみ10,300円	・納入方法は、原則として口座振替となります。 ・入会中は、利用がない場合でも毎月育成料がかかります。
児童クラブ運営会費等	1,500~2,000円 程度	・保護者主体の運営委員会に納付となります。 ・児童クラブ運営会費等は、行事やおやつ、教材代などとなります(減免の制度はありません)。

(2) 育成料の減免制度

①減免の対象

次に該当する場合は、「児童クラブ育成料減免申請書」と、対象となる各証明書を提出することにより、育成料が減免されます。

減免の対象	必要書類(各証明書)	減免額
(ア)生活保護世帯	生活保護受給票(写し可)	全額免除
(イ)市民税非課税世帯	市民税・県民税証明書(原本。世帯全員分)	全額免除
(ウ)児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当受給証(写し可)	半額免除
(エ)ひとり親家庭等医療費助成世帯	ひとり親家庭等医療証(写し可)	半額免除
(オ)災害、その他の理由により市長が認める場合	利用自粛日数又は休業日数が把握できる書類	一部減免

※上記の他にも、保護者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の規定による支援給付を受けている世帯も減免が適用されます。該当する方は、こども青少年みらい課にお問い合わせください。

○市民税・県民税証明書について

市民税・県民税証明書は、毎年1月1日に住所のあった市区町村で発行されます。大和市の場合は、市民課及び各分室、各連絡所等で発行しています。

令和8年4月~6月の減免申請の場合	「令和7年度市民税・県民税証明書」を提出してください。 ※令和7年度中に児童クラブに在籍中で、既に減免を適用されている方は、減免申請書のみ提出してください。
令和8年7月~令和9年3月の減免申請の場合	「令和8年度市民税・県民税証明書」(令和8年6月以降発行)を提出してください。 ※令和8年度4月から在籍で既に減免が適用されており、7月以降も引き続き減免が必要な方は、6月中に申請する必要があります。

②申請方法

必要書類を揃え、こども青少年みらい課でお手続きください。減免申請をした翌月から(ただし、(オ)の場合は当月から)減免が適用されます。さかのぼっての減免はできません。

③減免理由の消滅又は減免理由の変更

減免を受けた方が、減免理由に該当しなくなった場合や、減免理由・世帯構成等が変更になった場合は、速やかにこども青少年みらい課へご連絡ください。

(3) 口座振替申込用紙の作成・提出

原則として、口座の登録をしていただきます(銀行印の押印が必要です)。用紙は、複写式のため、市のホームページ(以下、「HP」といいます。)からのダウンロードはできません。

過去5年以内に児童クラブに入会していた方で、その際に登録した口座を引き続き利用される方は提出不要です。ただし、氏名や住所等に変更がある場合は、改めて提出が必要です。

※ゆうちょ銀行の口座で申し込む場合は、通帳の店名・店番・口座番号が記載されているページのコピーを添付してください。

4 申請に必要な書類について

(1) 申請に必要な書類

各児童クラブ及びこども青少年みらい課で配布します(㊦～㊫は、市 HP からダウンロードできます)。

No	提出書類	提出数	備考
㊦	入会申請書	児童1人につき1枚	祖父母等と同居している場合は、「同居の家族」の欄に必ず記入してください。
㊧	児童健康等生活調査票	児童1人につき1枚	受け付け時に記載内容を確認します。必要に応じ、関連部署と情報共有を図ることがあります。
㊨	同意書	兄弟姉妹あわせて1枚	同意書の確認事項をよく読み、必ずチェックをしてください。
㊩	就労証明書等	就労者の人数分及び就労箇所数分について、兄弟姉妹あわせて1部	以下「4-(2) 就労証明書等の作成・提出」参照。
㊪	減免申請書及び必要書類	(該当する方のみ) 兄弟姉妹あわせて1枚	p3「3-(2) 育成料の減免制度」参照。
㊫	口座振替申込用紙	兄弟姉妹あわせて1枚	「3-(3) 口座振替申込用紙の作成・提出」参照。

(2) 就労証明書等の作成・提出

①就労証明書について

就労証明書は、雇用主(代表者)が、被雇用者(保護者)の就労等の状況を証明するものです。就労証明書の作成は、必ず指定用紙「就労証明書(大和市放課後児童クラブ申請用)」を使用してください。

また、保護者の雇用形態によっては、就労証明書以外にも提出が必要な書類があります。特に自営業者など、ご自分で就労状況等を証明する場合は、就労証明書の記載要領※をよく確認のうえ、作成してください。

※就労証明書の記載要領は、各児童クラブ及びこども青少年みらい課で配布するほか、市HPからも確認できます。

○就労証明書の提出に関する注意事項

就労証明書の提出について(全般)	・申請時点で育児休業等を取得中の方は、就労証明書に復職(予定)年月日を明記してください。 ・在宅勤務等の方は、勤務時間が明記されている証明書等が必要です。 ・複数箇所ですら就労している方は、全ての就労先の証明書を提出してください。 ・<u>就労証明書には、保護者記載欄がありますので、必ず記入してください。</u>
シフト表等の提出について	・次に該当する方は、直近2か月分の出勤状況が分かる書類(シフト表の写しや出勤退勤時間が分かる書類等)を提出してください。 ○不定休(休みの曜日が固定ではない)の方 ○夜勤と日勤がある方 ○日によって勤務時間が異なる方 等
開業届等の提出について	・自営や個人事業主の場合、開業届や業務委託契約書の写し、確定申告の写し等、業務実態が分かる書類を添付してください。

②就労以外の必要書類について

就労以外の下記の理由で児童クラブ入会を希望する場合は、「申立書」と必要書類を添付のうえ、提出してください。

疾病、負傷、障がい	親族の常時介護（看護）	就業を目的とし、学校又は職業訓練校等に修学	障がい児者の通学通院等の付き添い
日常の保育が困難であることが分かる書類	介護（看護）の必要性が分かる書類	保育ができない時間が確認できる書類	在学証明書や時間割等
病名、療養期間、「児童の保育が困難である」という記載のある医師の診断書（写し可）	介護や看護の必要性・頻度・時間等が分かる医師の診断書（写し可）	・在学証明書など在学习期間の分かるもの（写し可） ・日中保育ができない時間が確認できるもの（写し可）	学校の時間割、年間予定表（写し可）等※

※入学決定前の場合は、入学案内等の写しでも可（入学決定後、正式な時間割等を提出してください）。

5 入会の承認等について

（1）入会承認期間

令和9年3月31日まで（夏休み期間のみ利用：夏休み初日～令和8年8月31日）

※翌年度も引き続き入会を希望される場合は、あらためて申請が必要です。

（2）入会承認等の通知

入会審査の上、入会の優先順位が高い児童（低学年）から順次入会を承認します。申し込み受け付けの先着順ではありません。承認、保留、不承認のいずれの場合も、結果は文書で通知します。

なお、申請内容が事実と反したものである場合には、審査の対象としません。また、入会承認決定後であっても、以下に該当する場合は、入会承認を取り消す場合があります。

○育成料を3か月以上にわたり滞納したとき
○申請内容が事実と反したものであることが判明したとき
○育児休暇で在宅となった場合（産休中は申請・在籍は可能ですが、保護者が在宅の場合は利用（登所）ができません）

○お迎え時間を継続的に超過する場合
○入会要件に該当しなくなったとき（失業等）
○支援員による再三にわたる指導や補助支援員の増員を行っても、集団における指導が困難と認められ、他の入会児童に危害等が及ぶおそれがあるとき

（3）入会説明会

「児童クラブ入会承認通知書」がお手元に届いた方は、入会前に各児童クラブで実施する入会説明会（年度当初の入会者は3月上旬から中旬）に必ず出席いただき、説明を受けてください。

入会説明会以降に入会が決定した場合や、年度途中の入会の場合は、保護者が各児童クラブと日程を調整し、必ず事前に入会説明を受けてください。

入会説明会とは別に、夏休み説明会（7月上旬から中旬に開催）にも出席していただく必要があります（原則、全児童の保護者の方が対象）。

（4）個人カード・防災カードの作成・提出

「児童クラブ入会承認通知書」に同封されている「個人カード・防災カード」は、必要事項を記入の上、入会説明時に児童クラブに提出してください。児童を安全にお預かりするため、ご理解・ご協力をお願いします。

（5）入会申請の取り下げ・入会決定の辞退

入会日より前に「児童クラブ退会届（退会・入会辞退）」を各児童クラブ又はこども青少年みらい課へ提出してください（入会日より前に提出がなかった場合、欠席扱いとなり育成料がかかります）。

継続入会を希望していた方が、令和7年度の途中退会と令和8年度の入会辞退を同時に希望する場合は、それぞれについて退会届の提出が必要となります。

※入会日の変更を希望する場合は、こども青少年みらい課へご相談ください。

6 児童クラブ業務支援システム「コドモン」について

コドモンは、連絡帳や出席・欠席などの連絡ができるアプリです。大和市は、令和7年10月より、保護者の方の利便性や保育の質の向上を目的に、放課後児童クラブ向けの業務支援システム「コドモン」を導入しました。これまで緊急時の連絡手段として、「やまとPSメール」や「LINE」を活用していましたが、災害時等の緊急連絡についてもコドモンにて行います。

(1) コドモンの登録について

児童クラブの入会が決定次第、コドモンの登録用のIDやパスワードが記入している「保護者アプリのご案内」を保護者へ配布し、コドモンの登録を行っていただきます。「保護者アプリのご案内」の配布方法は、児童クラブ入会承認通知書に同封するか入会説明会の際にお渡しします。

趣旨をご理解いただくとともに入会日までに登録をお願いします。

(2) コドモンによる出席予定等の連絡について

児童の出席・欠席連絡は、原則コドモンで行います。ただし期限を過ぎての欠席の場合は、児童クラブに必ず直接電話やFAXでお知らせください。

7 児童クラブの利用について

(1) お預かりの基本的な考え方

- ・保護者又は同居している65歳未満の祖父母の方が在宅の場合は、家族のふれあいという青少年健全育成の観点から、お子さまをお預かりできません。
- ・お預かりする時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間で、原則、私的な用事等、事前に届出された理由以外の用事ではお預かりできません。
- ・シフト制勤務の方は、毎月職場発行のシフト表を児童クラブへ提出してください。
- ・学校の休業日又は小学校で給食のない日には、必ずお弁当・水筒を持たせてください。児童クラブは、保育園等と違い調理施設がありません。
- ・土曜日や長期休業期間の児童クラブへの登所時間について、開所時間より前ではなく、開所時間に合わせて登所するようにしてください。

(2) 入会時にご用意いただくもの(例)

事前に準備するものについて、詳しくは、各児童クラブの入会説明会でご説明します。

○コドモンアプリの登録 ○上ばき(学校とは別のもの) ○タオル
○着替え(上着・下着とも上下各1組) ○防災ずきん(学校とは別のもの) ○雑巾(1枚) など
※持ち物には、必ず名前を記入してください。

(3) 児童の送迎

児童クラブにおける送迎については、お子様が安全に登所・帰宅できるように、また、児童クラブの円滑な運営のため、以下についてご理解・ご協力をお願いします

送迎時間	・ <u>必ず午後7時までにお迎えをお願いします。</u> ・緊急の事情により、お迎え時間を変更する場合は、必ず速やかに児童クラブへ電話連絡してください。 ・ <u>児童が1人で帰宅できる時間は午後5時まで</u> です。なお、冬季等は、日没前には帰宅できるよう、児童クラブを出る時間を早めるなどご配慮ください。
送迎する方	・送迎は、児童の安全を考え、原則、保護者又は代理人が行ってください。 ・やむを得ず別の方がお迎えに来る場合、事前に氏名等を伝えてください。
送迎方法	・送迎は、徒歩又は自転車をお願いします。 ・近隣への迷惑駐車や車同士のトラブルになる場合もあるため、 <u>車での送迎は禁止</u> しております。

(4) 欠席及び早帰り

事前の連絡なく欠席した(登所の予定のお子様が児童クラブに来なかった)場合は、児童の所在が把握できず、安否不明と判断しなくてはなりません。そのため、状況により、保護者(連絡がつかない場合は職場等)に連絡しますので、至急保護者がお子様の所在確認を行ってください。

内容	対応方法	
欠席	欠席する日が事前にわかっている場合	月～金：当日 11:30 まで 土曜日及び学校休業日：当日 7:30 まで コドモンで連絡してください。
	期限を過ぎての欠席の場合	必ず、電話又は FAX でお知らせください。
早帰り (早退)	・児童を通じてではなく、必ず保護者がコドモン又は電話連絡してください。 ・習い事等で決まった日時に早退する場合は、コドモンで連絡してください。	

※学校を欠席・早退した場合も、別途、児童クラブへの連絡を必ず行ってください(学校から児童クラブへの連絡はありません)。

(5) 中抜けの禁止

児童クラブに出席した後に塾や習い事等へ行くことはできますが、再び児童クラブに戻ってくることはできません。ただし、「放課後子ども教室(ひろば)」及び「放課後寺子屋やまと」、「放課後寺子屋プログラミング教室」については、保護者の同意の上、児童クラブ中の参加が可能です。

(6) 感染症などの対応

①出席停止となる感染症について

学校保健安全法に基づき学校出席停止となる感染症にかかった場合は、児童クラブも利用できません。また、夏休み等の長期休業期間中に発症した場合は、児童クラブへ、医療機関の発行する「治癒証明書」を提出後に利用可能となります。治癒証明書の発行については、医療機関により文書料がかかる場合があります。

○対象となる疾病

・百日咳	・麻疹(はしか)	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・風しん(三日はしか)	・結核
・水痘(水ぼうそう)	・咽頭結膜熱(プール熱)	・髄膜炎菌性髄膜炎		
・流行性結膜炎(はやり目)	・急性出血性結膜炎(アポ口病)			など

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)などの場合は、治癒証明書の提出は不要です。

②インフルエンザ等による学級閉鎖等について

学年・学級閉鎖となったクラスの児童は、体調不良の有無にかかわらず、感染拡大防止のため、期間中は児童クラブを利用できません。

8 児童クラブでの過ごし方について

下の表は、児童クラブの1日の過ごし方の例示です。児童クラブは、主に学校の施設を利用して開設しています。そのため、使用にあたっては、学校管理の規則等に従うことになります。

また、よく知っている校舎の中といっても、トイレ、水飲み場などは、決められた所を使います(勝手に他の教室などには入れません)。

活動場所は、主に児童クラブの部屋や校庭ですが、事前に計画し、児童館等へ行くこともあります。

【平日】 開所：放課後(学校の授業終了後) 放課後～14:00 …… 順次登所 登所後～15:30 …… 学習時間 自由遊び 15:30～16:00 …… おやつ・掃除 16:15～19:00 …… 自由遊び 順次帰宅 ○開所時間は学校の下校時間にあわせて変更します。 ○始業式、短縮授業等の場合は開所が早くなります。	【土曜日、夏休みなど】 開所：8:00 8:00 …… 順次登所 9:00～10:00 …… 学習時間 10:00～12:00 …… 自由遊び 12:00～12:30 …… 昼食 12:30～13:00 …… 休憩 13:00～15:30 …… 自由遊び 15:30～16:00 …… おやつ・掃除 16:15～19:00 …… 自由遊び 順次帰宅 ○学習時間には、宿題やご家庭で用意していただくドリルなどを使用します。
--	--

※1日の過ごし方は、各児童クラブによって異なります。

9 変更、退会の届出等について

(1) 届出事項変更届

次の場合は、児童クラブ又はこども青少年みらい課へ「届出事項変更届」の提出が必要です。

- 入会申請書に記載した内容に変更があった場合(住所、電話(携帯電話含む)、家族構成、保護者氏名、児童氏名、就労状況(勤務時間変更・転職・退職等)など)
- 就労先が変わった場合、就労状況(就労日数、就労時間)又は休日・休業日が変わった場合(新たな就労証明書の添付が必要です)。
- 小学校の通学路とは異なる経路で帰宅する場合
- 一度設定した帰宅路を変更する場合
- 減免事由に変更があった場合

※勤務先など届出事項に変更が生じた場合に変更届の提出がないと、急病や災害等の対応時に、支援員が保護者の勤務先に連絡しても、連絡が取れないことがあります。児童の安全を第一に考え、必ず速やかな提出をお願いします。

(2) 退会の手続き

児童クラブを退会する場合は、退会日より前に「児童クラブ退会届(退会・入会辞退)」を児童クラブ又はこども青少年みらい課へ提出してください。

※「児童クラブ退会届(退会・入会辞退)」の提出がないと、欠席扱いとなり育成料がかかります。

(3) 大和市内での転校の手続き

大和市内での転校等により児童クラブを変更するときは、こども青少年みらい課へご連絡ください。転校先の児童クラブの空き状況により、空き待ちとなることがあります。

10 緊急時の対応について

(1) 児童の病気、その他の緊急時の対応

児童が、発熱や児童クラブでの活動に参加できないような体調不良の場合又は、病院の受診が必要な怪我をした場合等には、ただちに保護者宛てに連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。

保護者に連絡が取れない場合には、「個人カード・防災カード」に記載のある方に連絡し、お迎えを依頼することがあります。緊急時の連絡先の方には、その旨を十分にご理解いただいたうえで、提出してください。

(2) 災害発生時等の対応・体制

①災害が発生、又は発生する恐れがある場合の対応について

災害の種類		地震発生時	その他の災害等 (風水害・警報発令・不審者の発生等)
児童のいる場所		市内で震度5弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	
児童クラブ		直ちに保護者又は代理人が児童クラブへ迎えに来てください。	状況に応じて1人帰りを中止し、保護者又は代理人にお迎えをお願いします。
学校	全校児童の保護者引き取り	児童クラブは開所しません。	児童クラブは開所しません。
	上記以外(集団下校・一斉下校等)	児童クラブは開所しません。	児童クラブは開所ですが、一人帰りを中止し、保護者又は代理人にお迎えをお願いします。
自宅		児童クラブは開所しません。	・学校があるときは、 <u>学校が休校の判断をした場合、児童クラブは開所しません。</u> ・学校が休みのとき(土曜日・夏休みなど)は、状況に応じて休所とする場合、 <u>前日夜9時まで</u> に連絡します。

※熱中症特別警戒アラートが発表された場合、翌日の児童クラブを原則閉所します。

※地震発生等により避難所が開設された場合、児童は避難所へ移動します(児童クラブ入口にその旨の掲示をします)。

※上記以外にも、避難指示の発令など、災害の状況に応じ、児童クラブを開所しない場合があります。

②災害伝言ダイヤルについて

地震などの発生時には、被災地あての通話が集中し、電話がかかりにくくなります。児童クラブではNTTの「災害用伝言ダイヤル」を使って、避難場所等について伝言を録音します。

【再生方法】

* 受話器をとり、局番なしで「171」をダイヤル→(音声ガイダンスが流れます)
→ 再生の場合「2」+「046(〇〇〇)〇〇〇〇(各児童クラブの電話番号)」

③児童の引き渡しについて

- 1 支援員と児童は、災害の状況等により、一時避難場所(校庭等)で待機することがあります。
※校外で活動中は、近くの公園等で待機することもあります。また、周囲の状況により、広域避難場所へ移動することもあります。
- 2 保護者又は引き取り代理人(以下、「代理人」といいます。)に児童を引き渡します。代理人による引き取りの場合は、運転免許証等で代理人の本人確認をした上で、児童を代理人に引き渡すものとします。
- 3 停電等により交通機関がまひし、保護者や代理人がどうしても児童のお迎えに来られない場合は、学校か児童クラブで他の児童とともに迎えを待つなど、適宜対応します。状況により児童クラブを離れる場合は、移動場所が分かるように児童クラブ入口に貼り紙を掲示します。

◎学校の避難訓練、集団下校について

学校の児童引き取り訓練は、保護者の方が引き取りに行ってくださいようお願いいたします。児童クラブ職員が、保護者に代わって引き取りを行うことはできません。訓練終了後、児童クラブを利用することは可能です。

また、児童クラブでも、毎年10月頃、防災訓練(児童の避難訓練及び保護者等への引き渡し訓練)を実施していますので、ご協力をお願いします。

11 その他について

(1) 傷害保険

児童クラブ内での万一の事故に備えて、市は傷害保険に加入しています(保護者の保険料金の負担はありません)。

小学校の通学路とは異なる経路で帰宅する場合や、一度設定した帰宅路を変更する場合など、「届出事項変更届」を児童クラブ又はこども青少年みらい課へ提出してください。

保険の適用範囲	備考
○学校から児童クラブへ通うまでの事故 ○児童クラブから自宅へ帰るまでの事故 ○学校休業日かつ児童クラブ開所日で自宅から児童クラブまでの行き帰りの事故について 等	通常の帰宅路から外れて発生した事故は、保険の対象外※

※寄り道をして遊んでいた場合、登所及び帰宅途中で習い事・祖父母宅等へ立ち寄った場合など

(2) 他の機関との連携

入会時及び日常の指導に利用するため、保育園・教育委員会・放課後等デイサービスなどの関係機関と、児童を安全にお預かりするために必要な情報共有を図ります。

「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待に気づいた時、虐待が疑われる時、虐待の通報が入った時は、速やかに家庭子ども支援センターや児童相談所へ通告する義務があります。

12 問い合わせ先について

大和市 こども部こども青少年みらい課

住所:大和市深見西 1-2-17

(市民活動拠点ベテルギウス内)

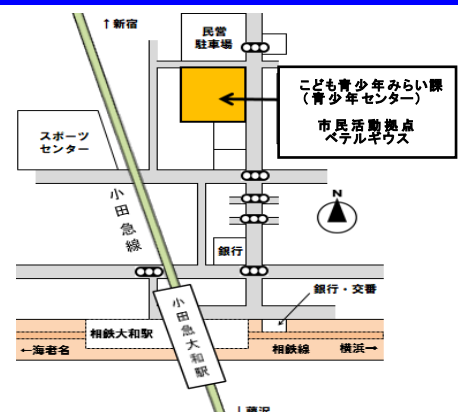
電話:046-260-5224

(毎月第3月曜日・年末年始は休館)

各児童クラブ

住所、連絡先は、p10をご覧ください。

(日曜、祝日、年末年始及び市長が認めた日は閉所)



13 入会を募集する児童クラブ(公設公営及び市からの業務委託)について

大和市の児童クラブは、市が直接運営する17か所の公設公営の児童クラブと、市が運営を委託している2か所の民営の児童クラブがあります。

No	クラブ名	小学校区	所在地	電話番号(FAX)
公設公営	1 中央林間児童クラブ	中央林間	中央林間9-54-1	046-276-3579
	2 北大和児童クラブ	北大和	下鶴間685	046-276-8142
	3 緑野児童クラブ	緑野	中央林間西5-3-1	046-276-5175
	4 林間児童クラブ	林間	林間1-5-18	046-272-1919
	5 大野原児童クラブ	大野原	上草柳7-4-26	046-264-7830
	6 大和児童クラブ	大和	深見西8-7-1	046-264-3321
	7 大和東児童クラブ	大和東	深見1805	046-262-3388
	8 文ヶ岡児童クラブ	文ヶ岡	桜森3-16-31	046-264-7974
	9 草柳児童クラブ	草柳	中央3-6-1	046-263-0265
	10 深見児童クラブ	深見	深見台2-9-1	046-263-8983
	11 柳橋児童クラブ	柳橋	柳橋1-17-7	046-264-7817
	12 引地台児童クラブ	引地台	草柳3-1-2	046-261-1914
	13 桜丘児童クラブ	桜丘	上和田832	046-269-7339
	14 福田児童クラブ	福田	福田5-22-1	046-269-7239
	15 上和田児童クラブ	上和田	上和田2695	046-268-8755
	16 渋谷児童クラブ	渋谷	渋谷7-10	046-269-7340
	17 下福田児童クラブ	下福田	福田570	046-269-5216
民営	18 学童保育レインボークラブ	南林間	南林間9-1-24	046-276-5525
	19 西鶴間わんぱく児童健全育成クラブ	西鶴間	南林間1-13-3	046-276-5612

※民営の児童クラブは、市の業務委託により、No18はNPO法人が、No19は父母会が運営しています。

14 その他の民営児童クラブについて

市が運営を実施する児童クラブとは、入会条件や運営方法、利用料金などの違いがあります。入会等に関する問い合わせは、以下の民営児童クラブへ直接お問い合わせください。

No	クラブ名	主な対象学区	所在地	電話番号
1	あさひキッズクラブ	中央林間	中央林間4-21-3	046-208-4111
2	WARABE キンダーハウス	北大和	下鶴間413-5	046-273-0038
3	つきみ野学童クラブ HAPPY KIDS CLUB	北大和	下鶴間423-1	046-283-0660
4	レインボークラブ つきみ野	北大和	つきみ野2-7-4	046-409-0508
5	レインボークラブ 緑野	緑野	中央林間西5-4-43	046-204-8512
6	あかりのまなび舎	林間	南林間1-6-1	080-6427-5656
7	レインボークラブ 林間	林間	林間1-5-8	070-1263-1507
8	地域家族 しんちゃんハウス (南林間)	南林間	南林間7-1-15	046-275-7955
9	地域家族 しんちゃんハウス (西鶴間)	西鶴間	南林間6-7-3	046-207-4693

○大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、大和市放課後児童クラブ事業条例（平成19年大和市条例第43号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入会の手続）

第3条 条例第3条第2項の規定により児童クラブの入会承認を受けようとする児童の保護者は、児童クラブ入会申請書（以下「入会申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による入会申請書の提出があったときは、その内容を審査し、入会を承認するときは児童クラブ入会承認通知書により、入会を保留するときは児童クラブ入会保留通知書により、入会を承認しないときは児童クラブ入会不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長が入会を承認する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間で、市長が必要と認める期間とする。

（入会の優先順位）

第4条 入会の承認の優先順位は、第1学年から第6学年までの学年の低い児童の順とする。

2 学年が同じ場合の入会の承認の優先順位は、次に掲げる順序による。

(1) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第26号）第2条第2項に定めるひとり親家庭の児童又は保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である児童

(2) 保護者の疾病又は病弱のため児童の健全な育成を行うことができない家庭の児童

(3) 保護者がいずれも就労している家庭の児童

(4) 前3号に定める児童以外の児童

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、入会の承認の優先順位を変更することができる。

（途中入退会における育成料）

第6条 条例第7条第3項の規定により市長が定める育成料は、同条第1項に規定する育成料に、次の表に掲げる入会日、退会日及び入会期間日数に応じて定める徴収率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

途中入会		途中退会		同一月内入退会	
入会日	徴収率	退会日	徴収率	入会期間日数	徴収率
各月の1日から10日まで	3分の3	各月の1日から10日まで	3分の1	1日から10日まで	3分の1
各月の11日から20日まで	3分の2	各月の11日から20日まで	3分の2	11日から20日まで	3分の2
各月の21日から末日まで	3分の1	各月の21日から末日まで	3分の3	21日以上	3分の3

（育成料の減免）

第7条 条例第8条の規定による育成料の減免の額は、条例第7条第1項又は第3項に規定する育成料に、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 保護者が生活保護法による被保護者である場合 100 パーセント
 - (2) 保護者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けている場合 100 パーセント
 - (3) 保護者又は児童と生計を同じくする者の当該年度分（4月から6月分までの育成料の減免の場合においては、前年度分）の市民税が非課税である場合 100 パーセント
 - (4) 保護者の属する世帯が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当受給世帯である場合 50 パーセント
 - (5) 保護者の属する世帯が大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条による医療証の交付を受けている世帯である場合 50 パーセント
 - (6) 保護者が災害その他やむを得ない事情により育成料の納付ができないと市長が認める場合 次に掲げる当月の減免の対象とする日数の区分に応じ、それぞれ次に定める率
 - ア 1日から 10 日まで 3分の1
 - イ 11日から 20 日まで 3分の2
 - ウ 21日以上 3分の3
- 2 前項の規定により育成料の減免を受けようとする保護者は、児童クラブ育成料減免申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、減免の適否について、児童クラブ育成料減免決定通知書により通知するものとする。
- 4 育成料の減免を受けた保護者は、第1項各号に定める事由が消滅したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 5 育成料の減免については、第2項の規定による申請があった日の翌月分（第1項第6号に該当する場合は当月分）の育成料から適用する。この場合において、当該減免を受けた保護者は、条例第7条第1項又は第3項に規定する育成料から第3項の規定により決定された減免の額を控除した額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、育成料として納付するものとする。

（変更の届出）

第8条 入会した児童の保護者は、入会申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに児童クラブ届出事項変更届を市長に提出しなければならない。

（入会承認の取消通知）

第9条 市長は、条例第9条の規定により児童クラブの入会承認を取り消す場合、該当する児童の保護者に対し、児童クラブ入会承認取消通知書により通知するものとする。

（退会の手続）

第10条 条例第10条の規定により児童クラブからの退会を希望する児童の保護者による届出は、児童クラブ退会届によるものとする。